平成２３年（フ）第８５号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地66棟1307号、開始決定時の住所岐阜県飛騨市古川町杉崎194番地１
破産者　斎藤　和実
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第４８３９号
大阪府吹田市内本町１丁目２番17号
破産者　松岡　歳之
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０９１号
大阪市平野区長吉六反３丁目６番４―405号、開始決定時大阪府東大阪市友井２丁目31番27号
破産者　澤崎　喜宣
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９４７号
広島市西区観音本町２丁目７番21―501号
破産者　亀﨑　弘和
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３０号
福岡県久留米市田主丸町野田12番地１
破産者　竹下　安正
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０９５号
北九州市八幡西区筒井町６番20―1203号
破産者　本田光太郎
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３１号
宮城県気仙沼市田中前３丁目５番地13　清水アパート２号
破産者　斉藤　正志
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第２４号
秋田県横手市十文字町字西上70番地12
破産者　高橋　松美
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３５号
神奈川県大和市南林間９丁目１番12号
破産者　山口　一男
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２５６号
静岡市清水区船原１丁目196番地、旧住所静岡市清水区月見町16番６号
破産者　望月　清明
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６号
京都府船井郡京丹波町院内質野25番地178
破産者　小林　光秀
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
高知県吾川郡いの町枝川2924番地４
破産者　小橋　和宏
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３９９号
宮城県黒川郡富谷町富谷字西沢94番地１　町営西沢住宅25号棟
破産者　川名由紀江
１　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
２　一般調査期日　平成26年２月24日午前10時５分
平成25年12月９日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
大分市大字片島135番地の２　ファミール吉原603
破産者　後藤　哲也
１　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
２　一般調査期日　平成26年１月20日午後２時30分
平成25年12月９日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９３号
滋賀県近江八幡市日吉野町613番地４、前住所京都市伏見区醍醐中山町25番地５　エスリード醍醐104号
破産者　前山　武彦
１　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
２　一般調査期日　平成26年２月24日午前11時
平成25年12月９日　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２４３号
岐阜県各務原市蘇原新栄町３丁目54番地２　メゾン新栄Ⅱ101号室
破産者　糸井川庸子
１　破産債権の届出期間　平成26年１月21日まで
２　一般調査期日　平成26年３月４日午前10時50分
平成25年12月10日　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６０３号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀462番地の１　107号、開始時の住所大阪府南河内郡河南町大宝１丁目32番26号
破産者　下茂タイルこと　下茂　智志
１　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
２　一般調査期日　平成26年３月３日午後１時30分
平成25年12月９日
大阪地方裁判所堺支部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１０２号
茨城県ひたちなか市釈迦町４番８号
清算株式会社　株式会社ミナト
代表清算人　植崎　明夫
１　決定年月日　平成25年12月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第２０９０号
東京都港区赤坂６丁目15番11号
清算株式会社　株式会社インストラクティービー
代表清算人　嶺井　武則
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部